

橋本市上下水道事業管理規程第 2 号

橋本市上下水道事業会計規程等の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 25 日

橋本市上下水道事業

橋本市長 平木 哲朗

橋本市上下水道事業会計規程等の一部を改正する規程

(橋本市上下水道事業会計規程の一部改正)

第1条 橋本市上下水道事業会計規程(平成26年橋本市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(金銭の範囲)</p> <p>第16条 この規程において「金銭」とは、現金、預金、郵便振替払出証書、郵便為替証書その他現金に代わるべき証券をいう。</p> <p>(支出の方法)</p> <p>第34条 企業出納員は、支払を行うに当たっては、請求書を徴した上で、次に掲げる方法により支払を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公金振替書の交付による支払</u></p> <p>(3) <u>隔地払</u></p> <p>(4) <u>資金前渡その他現金による支払</u></p> <p><u>2 前項第4号の現金による支払は、出納取扱金融機関に現金払をさせる方法その他の方法により行う。</u></p> <p>第35条 削除</p> <p>第36条 削除</p> <p>第37条 削除</p>	<p>(金銭の範囲)</p> <p>第16条 この規程において「金銭」とは、現金、預金、<u>小切手</u>、郵便振替払出証書、郵便為替証書その他現金に代わるべき証券をいう。</p> <p>(支出の方法)</p> <p>第34条 企業出納員は、支払を行うに当たっては、請求書を徴した上で、次に掲げる方法により支払を行うものとする。</p> <p>(1) <u>小切手の振出し</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(<u>小切手の振出し</u>)</p> <p>第35条 企業出納員は、<u>出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。</u></p> <p>(<u>小切手の使用</u>)</p> <p>第36条 <u>企業出納員が振り出す小切手は、持参人払式の小切手とする。</u> <u>ただし、受取人の申出による場合又は受取人が官公署若しくは資金前渡を受ける者である場合については、この限りでない。</u></p> <p>(<u>振出年月日の記載及び押印等</u>)</p> <p>第37条 <u>小切手の振出年月日の記載及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。</u></p> <p>(<u>小切手の訂正等</u>)</p>

<p>第 38 条 削除</p> <p>第 39 条 削除</p> <p>第 40 条 削除</p> <p>第 41 条 削除</p> <p>第 42 条 削除 (公金の振替)</p> <p>第 43 条 企業出納員は、各会計間又は同一会計内における資金の移動その他公金の振替を要する支出を行うときは、<u>公金振替書を作成し、出納取扱金融機関に交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>公金振替書には、振替年月日を記載し、企業出納員が押印しなければならない。</u></p> <p>3 <u>公金振替書の記載事項を訂正するときは、訂正部分に企業出納員が認印しなければならない。</u> (領収書等の徴収)</p> <p>第 44 条 企業出納員は、現金の支出又は公金振替書の交付又は口座振替の通知によって支出したときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。</p> <p>(口座振替による支払手続)</p> <p>第 46 条 企業出納員は、前条の規定により口座振替申出書の提出を受けたときは、<u>口座振替依頼書(電磁的記録による方法を含む。)</u>を出納取扱</p>	<p>第 38 条 <u>小切手の券面金額は、訂正してはならない。</u></p> <p>2 <u>小切手の券面金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に 2 線を朱引きし、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所に、小切手の振出しに使用する印を押さなければならない。</u> (書損小切手の取扱い)</p> <p>第 39 条 <u>書損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に斜線を朱書した上、「廃棄」と朱書し、そのまま小切手帳に残しておかなければならない。</u> (小切手の支払済報告)</p> <p>第 40 条 <u>出納取扱金融機関は、企業出納員の振り出した小切手により支払を行ったものについて、10 日ごとに当座勘定取引明細表により企業出納員に報告しなければならない。</u> (小切手整理簿)</p> <p>第 41 条 <u>企業出納員は、小切手整理簿を備え、毎日小切手振出枚数、小切手の廃棄枚数及び現に使用中の小切手帳の残存用紙の枚数を記載し、整理しなければならない。</u> (小切手帳の保管)</p> <p>第 42 条 <u>小切手帳の保管は、企業出納員が行う。</u> (公金の振替)</p> <p>第 43 条 <u>第 35 条から前条までの規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。</u></p> <p>(領収書等の徴収)</p> <p>第 44 条 企業出納員は、現金の支出若しくは小切手の振出し又は公金振替書の交付若しくは口座振替の通知によって支出したときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。</p> <p>(口座振替による支払手続)</p> <p>第 46 条 企業出納員は、前条の規定により口座振替申出書の提出を受けたときは、<u>口座振替依頼書に出納取扱金融機関を受取人とする小切手を</u></p>
--	--

<u>金融機関に交付し、又は送信するものとする。</u> (収納及び支払の拒否) 第 66 条 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、出納取扱金融機関は、その支払を拒み、その事実を企業出納員に報告しなければならない。 (1) 企業出納員の認印なくして <u>口座振替依頼書又は公金振替書</u> の記載を改ざんし、塗抹し、又は変更されていたとき。 (2) 略	<u>添えて、出納取扱金融機関に交付する。</u> (収納及び支払の拒否) 第 66 条 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、出納取扱金融機関は、その支払を拒み、その事実を企業出納員に報告しなければならない。 (1) 企業出納員の認印なくして <u>小切手</u> の記載を改ざんし、塗抹し、又は変更されていたとき。 (2) 略
---	---

(橋本市上下水道事業公印規程の一部改正)

第 2 条 橋本市上下水道事業公印規程(平成 18 年水道事業管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後							改正前						
別表(第 3 条、第 4 条関係)							別表(第 3 条、第 4 条関係)						
名称	ひな形	書体	寸法	所管課	使用区分	個数	名称	ひな形	書体	寸法	所管課	使用区分	個数
略	1	略	略	略	略	略	略	1	略	略	略	略	略
橋本市長 之印	2	楷書	方18mm	水道経営課	管理者名をもつて <u>金融機関に届け出る文書</u>	1	橋本市長 之印	2	楷書	方18mm	水道経営課	管理者名をもつて <u>振り出す小切手</u>	1
略	3～9	略	略	略	略	略	略	3～9	略	略	略	略	略

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- (適用)
- 2 この規程の施行の日の前日までに企業出納員が振り出した小切手については、なお従前の例による。